

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,264	3,724	4,073	4,055
		補正予算(b)	700	700	1,100	-
		繰越し等(c)	230	760	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	4,194	5,184	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	3,386	在地方事務所に確認	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	(26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		—	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	△
		—	41種	86種	119種	171種	207種	300種	
		年度ごとの目標値	/	30種	75種	120種	165種	210種	/
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	4年度	—
		—	奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.010頭	奄美大島 0.004頭	集計中	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	/	—	—	—	—	—	/
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	—
推定の中央値ニホンジカ303万頭、イノシシ94万頭 ※30年度に算出		ニホンジカ 35万頭、 イノシシ10 万頭	ニホンジカ 323万頭、 イノシシ93 万頭	ニホンジカ 317万頭、 イノシシ89 万頭	集計中	集計中	平成23年度比で 半減 (ニホンジカ147万 頭、イノシシ50万 頭)		
年度ごとの目標		/	—	—	—	—	—	/	

<p style="text-align: center;">目標達成度合いの 測定結果</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p style="text-align: center;">評価結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動植物種」制度や希少種の保護増殖について一定の基準を満たす動植物園等を認定する「認定希少種動植物園等」制度の創設等を盛り込んだ種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)に向けて、希少野生動植物種保存基本方針の変更(平成30年4月13日閣議決定)を行った。 ・また、上記改正法の施行を踏まえ、平成30年度には特定第二種国内希少野生動植物種の指定開始に向けた検討を実施するとともに、認定希少種保全動植物園等として計6園館を認定した。 ・国内希少野生動植物種について、新たに36種を追加指定した。 ・レッドリストについては、「環境省レッドリスト2018」と「環境省レッドリスト2019」をそれぞれ平成30年5月、平成31年1月に公表するとともに、平成29年3月に初めて公表した環境省版海洋生物レッドリストと既存のレッドリストとの統合に向けた方針を平成31年2月に策定した。今後、さらに統合に向けた調整を進めていく。 ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。平成31年2月までに指定された国内希少野生動植物種293種のうち、65種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で7年連続ヒナの巣立ちが確認され、60羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。平成30年6月にトキ野生復帰ロードマップ2020の目標達成を確認し、次期ロードマップの検討に着手した。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、ツシマヤマネコの生息地におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組み、平成31年3月からは、飼育技術の向上や普及啓発の促進等を目的として、5飼育園館において公開展示が開始された。 ・ワシントン条約第70回常設委員会(SC70、平成30年10月・スイス連邦)に積極的に参画した。また、ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。 ・希少野生動植物等の国内取引については、平成29年種の保存法改正にあわせた登録データシステムの改修及び既登録データの電子化を行った。
	<p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成30年度は27件承認)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成30年度には中央環境審議会の下、ゲノム編集の取扱いについて検討を行い、ゲノム編集により得られた生物のうちカルタヘナ法の規制対象外の生物についても、当該技術の新規性等を考慮し、生物多様性への影響の可能性等の情報を収集することとした。また、カルタヘナ議定書締約国会議(平成30年11月、エジプト)に参画し、合成生物学等について各国と議論するとともに情報収集を行った。 ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成30年度には64箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。とりわけマングースについては、継続的な取組により生息密度低下が確認できている。 ・また、平成29年6月に国内で初めて特定外来生物であるヒアリが確認されたことを受け、平成30年度についても引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である港湾で調査を行い、発見した個体はすべて防除した。また、初期対応の参考資料として平成29年度に整備した同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら更新を行った。全国7箇所ヒアリ対策の講習会を実施した。国民からの情報提供や相談の窓口として、平成30年度においても引き続きヒアリ相談ダイヤルを設置した。 ・平成30年度には、外来生物法に基づき、ガー科全種等の2種類を特定外来生物として新たに指定し、合計148種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。 ・狩猟者の確保・育成に向けたフォーラム等を開催したほか、都道府県による講習会開催の支援等により、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図った。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。また、今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 ・特定鳥獣のイノシシ、カワウ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカについて、科学的・計画的な保護管理を推進するため、各鳥獣の生態・生息状況を踏まえ、保護管理に関するレポートの作成及び鳥獣行政職員を対象とした研修会の開催を通じて、都道府県への技術的な支援を実施した。

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3732種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えておらず、施策を強化する必要がある。 ・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。 ・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。 ・侵略的な外来生物への対策については、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。 ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。 				
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 ・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。 <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集の取扱い(平成30年2月局長通知)については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来生物法改正後5年を経過することから、法律の施行状況の点検を進める。 <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度に改訂したマニュアルにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動植物種の新規指定数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。 <p>＜奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。 <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。 <p>＜侵略的外来種の状況＞</p> <p>侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p> <p>＜適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況＞</p> <p>野生鳥獣の適切な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 ・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・ゲノム編集の取扱いについては、中央環境審議会の下、検討会等を開催し、学識経験者の知見を活用した。 ・鳥獣法に基づく特定希少鳥獣管理計画の延長を検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2018、2019・環境省版海洋生物レッドリスト・平成28年度鳥獣関係統計</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>野生生物課長 中尾 文子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>